

公社等外郭団体について

千葉県総務部行政改革推進課

県ではこれまで、「指導指針」と「改革方針」により、公社等外郭団体に対して、特に平成 14 年度以降、統廃合等の抜本的改革を指導してきた。その改革の成果、国の動き等を踏まえ、「(仮称)公社等外郭団体関与指針」(以下「新指針」)の新規策定(現指針の全面改定)を行う予定である。

また、団体ごとの課題や方向性を示す「改革方針」は、「指導指針」を補足する通知「基本的考え方」に基づき、3~5 年ごとに見直してきた。現在の改革方針は平成 28 年度に見直したため、「(仮称)関与方針」(以下「次期方針」)の策定(現方針の見直し)を行う予定である。

1 現状

(1) 改革の成果

「現指針」及び「現方針」を踏まえ、団体の統合・廃止、県の関与の大幅縮減等の抜本的改革に取り組んだ結果、これまでに相当程度の成果を上げ、団体が県へもたらし得る財政的リスクも大幅に減少したと言える(参考 1 団体一覧)。

【参考数値】

団体数	: H14 年度 56 団体	R2 年度 35 団体 (38%、 21 団体)
常勤役職員	: H14 年度 3,639 人	R2 年度 1,983 人 (45%、 1,656 人)
県財政支出	: H14 年度 523 億円	R2 年度 166 億円 (68%、 357 億円)

(2) 国の動き

「第三セクター等の抜本的改革」が平成 21 年度から集中的に推進され、全国的には相当の成果が見られたとして、平成 25 年度末をもって一区切りとなっている。また、第三セクター等の再編を促した公益法人制度改革も平成 25 年度末で終了している。

国は平成 26 年度、新たに、「第三セクター等の経営健全化に関する指針」を策定し、経営健全化と有意義な活用の両立、継続的かつ定期的な評価の実施を求めており、これに対応する必要がある。

(3) 現方針を審議した行政改革審議会の平成 28 年 3 月 30 日付け答申(本文抜粋)

県の団体に対する関与については、新たな枠組みによる指導體制の整備を目指し、新指導指針の策定や継続的な評価による適正管理へ移行するとともに、
現行では 3 年としている見直しの期間を概ね 5 年程度とする
など、社会情勢や団体の状況に応じてより柔軟に対応できるよう改善すべきである。

2 現状を踏まえた方向性（案）

改革の成果及び国の動き等を踏まえると、今後は、引き続き団体の経営状況等を的確に把握し、県に代わる公的サービスの担い手としての必要性を見極めつつ、必要に応じて、その役割を発揮し続けられるよう指導・支援をしていくべきものと思料する。

そこで、これまでと同様の経営改善等を指導すべき団体には従前の改革を継続する一方、一部の団体によっては従前の改革路線から転換を図る。

（1）新指針の策定とそのポイント 参考2 現指針等

- ア 「現指針」（指導が中心）と「基本的考え方」（抜本的改革と支援の抑制が中心）を統廃合し、「指導」と「支援」の両方と合わせた「関与」として体系化する。併せて、「公社等外郭団体指導指針」から「（仮称）公社等外郭団体関与指針」に名称を変更する。
- イ 団体に対する関与の見直しの視点等を定め、現状の関与が必要かつ妥当かどうか、不断の見直しを行うことを明確化する。
- ウ 団体の統廃合等による「抜本的改革」を、関与にあたっての選択肢の一つとし、団体によっては従前の改革路線から転換して活用を図ることを規定する。
- エ 団体の活用を図る場合、財政的・人的な支援を行い得ることを明確化する。

（2）次期方針の策定とそのポイント 参考3 区分表

- ア 「改革方針」を「（仮称）関与方針」に名称を変更する。
- イ 次のような7つの区分により、県の関与の方向性を団体ごとに整理する。
 - （既存）経営改善や縮小、廃止など、県として課題を課す区分
関与廃止検討、関与縮小、関与縮小検討、関与維持（県と連携した経営改善）
 - （新規）現在の関係性を維持しつつ、団体の自立的な課題設定・解決を求める区分
関与維持（自立的な経営改善）
 - （新規）必要な支援や組織強化、活用を目指す区分
関与拡大、関与拡大検討

公社等外郭団体一覧表

番号	団体名 [設立年月日]	県担当部局 (電話番号)	主な目的・事業
1	(公財)千葉県私学教育 振興財団 [S39.4.1]	総務部 学事課 (223-2172)	学校法人等が教職員等に対し支給する退職手当の交付等を行うことにより、教職員の勤続を奨励するとともに、福利厚生を図る。
2	(公財)成田空港周辺地域 共生財団 [H9.7.28]	総合企画部 空港地域振興課 (223-2282)	成田空港周辺地域において、きめ細かな民家防音工事助成事業等を実施し、成田空港と周辺地域との共生の実現及び成田空港周辺地域の発展に寄与する。
3	京葉臨海鉄道(株) [S37.11.20]	総合企画部 交通計画課 (223-2278)	鉄道による貨物運輸事業 蘇我～京葉久保田 9駅 23.8km
4	東葉高速鉄道(株) [S56.9.1]	総合企画部 交通計画課 (223-2277)	鉄道による一般運輸事業 西船橋～東葉勝田台 9駅 16.2km
5	いすみ鉄道(株) [S62.7.7]	総合企画部 交通計画課 (223-2278)	鉄道による一般運輸事業 大原～上総中野 14駅 26.8km
6	(公財)千葉県消防協会 [S23.6.21]	防災危機管理部 消防課 (223-3663)	消防防災思想の普及啓発、消防防災活動能力・組織の強化、消防職・団員の士気の高揚及び福利厚生の充実を図ることにより、社会公共の安全、福祉の増進に寄与する。
7	(公財)千葉ヘルス財団 [H3.6.1]	健康福祉部 疾病対策課 (223-2576)	保健医療体制の推進に資する事業を行うとともに臓器不全対策の推進に関する事業を行い、県民の健康の保持増進と保健医療の向上に寄与する。
8	(福)千葉県社会福祉 事業団 [S41.7.20]	健康福祉部 障害福祉事業課 (223-2339)	県社会福祉事業の推進を図り広く県民福祉の向上と増進に寄与することを目的に、千葉県袖ヶ浦福祉センターの管理運営等を行う。
9	(福)千葉県身体障害者 福祉事業団 [S55.11.22]	健康福祉部 障害福祉事業課 (223-2339)	身体障害児・者への医療・福祉の推進を図り広く県民福祉の向上と増進に寄与することを目的に、千葉県千葉リハビリテーションセンターの管理運営等を行う。
10	(公財)千葉県生活衛生 営業指導センター [S57.1.30]	健康福祉部 衛生指導課 (223-2627)	生活衛生関係営業の経営の健全化を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者または消費者の利益の擁護を図る。
11	(公財)千葉県動物保護 管理協会 [H5.4.7]	健康福祉部 衛生指導課 (223-2642)	動物による危害・被害を防止し、動物を愛護する精神を広く社会に普及し、併せて生命尊重の意識の高揚を図り、もって人と動物との調和のとれた社会づくりに寄与する。
12	(一財)千葉県環境財団 [S49.12.25]	環境生活部 環境政策課 (223-4705)	自然環境の保全、再生及び活用のための事業を行うとともに、大気汚染、水質汚濁等の公害の発生を防止し、環境保全に関する調査研究及び知識の普及啓発を図り、健康にして豊かな郷土の建設に寄与する。
13	(公財)印旛沼環境基金 [S59.11.20]	環境生活部 水質保全課 (223-3821)	印旛沼の水質浄化を推進し、もって印旛沼周辺地域の環境保全に資する。
14	(公財)千葉県文化振興 財団 [S61.3.26]	環境生活部 県民生活・文化課 (223-2406)	文化芸術を普及振興し、県民の自主的文化活動を支援することにより、生きがいとうるおいのある世界に開かれた文化県千葉の建設に寄与する。
15	(公財)千葉交響楽団 [S60.4.16]	環境生活部 県民生活・文化課 (223-2406)	オーケストラによる音楽芸術の普及向上に関し必要な事業を行い、千葉県における文化の振興に寄与する。
16	(公財)ちば国際コンベン ションビューロー [H元.6.1]	総合企画部国際課 (223-2436) 商工労働部経済政策課 (223-2792)	千葉県の有する歴史、文化、経済その他の地域的特性を生かし、千葉県で開催される会議、報奨・研修旅行、国際会議及びイベント事業等(MICE)を推進するとともに、国際交流の促進等を図り、もって地域経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に資する。
17	(公財)千葉県産業振興 センター [S47.4.11]	商工労働部 経済政策課 (223-2703)	産業界、学術機関、行政機関の緊密かつ適正な連携のもとに産業技術の振興、中小企業の経営革新等に関する諸事業を総合的かつ効果的に推進し、商工業の高度化と新たな産業の創出、発展を総合的に支援することにより、千葉県産業の振興に寄与する。
18	(株)幕張メッセ [S61.4.30]	商工労働部 経済政策課 (223-2733)	内外商品等の見本市、展示会の企画、誘致及び開催等の事業を営む。

番号	団体名 [設立年月日]	県担当部局 (電話番号)	主な目的・事業
19	千葉県信用保証協会 [S24.4.22]	商工労働部 経営支援課 (223-2707)	中小企業者等のための信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図る。
20	(公財)かずさDNA研究所 [H3.3.28]	商工労働部 産業振興課 (223-2725)	ゲノム研究を中心とした生命科学・技術に関する研究を通じ、生命科学・技術による医療・健康づくり、環境及び食糧問題の解決、新技術の産業への応用等を推進することにより、新産業の創出及び産業構造の高度化並びに科学技術の振興を促し、もって人類の福祉に貢献する。
21	(一財)千葉県勝浦海中公園センター [S52.2.1]	商工労働部 観光企画課 (223-2416)	勝浦海中公園内のレクリエーション・教養文化施設の管理運営等を行い、自然保護思想のかん養と海中公園地区の保護を図る。
22	(株)千葉データセンター [S63.4.27]	商工労働部 産業人材課 (223-2756)	千葉県における重度障害者多数雇用モデル事業所として、障害者の雇用の安定と促進を図るため次の事業を行う。 データエントリー 印刷・製版 システム開発 webサイトの構築・保守
23	千葉園芸プラスチック加工(株) [H9.7.1]	農林水産部 生産振興課 (223-2827)	農家から排出される農業用使用済プラスチック等の中間処理並びに再生加工及び販売を行い、施設園芸の健全な発展と農村環境の保全を図る。
24	(公社)千葉県園芸協会 [S26.7.10]	農林水産部 生産振興課 (223-2882)	県内の園芸関係者の連絡協調を図り、新鮮で安心・安全な園芸農産物を広く、安定供給するための、園芸事業の健全なる発展と農業経営の安定を図る。
25	(公社)千葉県緑化推進委員会 [S25.10.10]	農林水産部 森林課 (223-2951)	緑の重要性に対する県民の理解と認識を高めるとともに緑豊かで良好な郷土の創造に寄与するため、緑の募金活動の実施及び緑化推進事業等を行う。
26	(一財)千葉県漁業振興基金 [S58.4.1]	農林水産部水産局 水産課 (223-3051)	本県漁業に係る諸環境の整備に関する調査研究を行うとともに、漁業の振興を図るための諸対策事業を実施して、本県漁業の発展を図る。
27	(公財)千葉県水産振興公社 [H6.6.1]	農林水産部水産局 漁業資源課 (223-3035)	水産物の安定供給及び漁業者の生産活動の促進を図るため、漁業の振興等に関する事業を行い、もって千葉県の水産業の発展及び県民生活の向上に寄与する。
28	(一財)千葉県まちづくり公社 [S44.9.1]	県土整備部 県土整備政策課 (223-3163)	県内における都市の整備、都市機能と都市環境の向上を目指した都市の再構築及び地域の振興のため必要な事業その他まちづくりのために必要な事業を行い、快適で潤いのあるまちづくりを推進し、もって県民福祉の向上に資する。
29	(公財)千葉県建設技術センター [H6.4.1]	県土整備部 技術管理課 (223-3442)	県内の地方公共団体が施工する建設事業の円滑で効率的な執行を支援するとともに、建設技術者の技術の向上を図り、良質な社会資本の整備に寄与する。
30	千葉県土地開発公社 [S48.4.1]	県土整備部 用地課 (223-3349)	公共用地等の取得、管理、処分及び工業団地の分譲等を行う。
31	千葉県道路公社 [S46.5.11]	県土整備部 道路計画課 (223-3295)	千葉県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
32	(公財)千葉県下水道公社 [H4.3.25]	県土整備部都市整備局 下水道課 (223-3351)	下水道の普及啓発、調査研究、下水道の建設・施設管理の受託事業を行う。
33	千葉県住宅供給公社 [S40.11.1]	県土整備部都市整備局 住宅課 (223-3226)	居住環境の良好な集団住宅及び宅地を供給し、県民の生活安定と社会福祉の増進を図る。
34	(公財)千葉県教育振興財団 [S49.11.1]	教育庁教育振興部 生涯学習課 (223-4068)	千葉県における教育、文化及びスポーツの振興を図ることにより、県民の生涯を通じた学習活動等への参加を促進し、健やかで心ゆたかな県民生活の実現に寄与すること。
35	(公財)千葉県暴力団追放県民会議 [H元.6.1]	警察本部刑事部 組織犯罪対策本部 捜査第四課 (201-0110 内 4454)	県民の暴力団排除意識の高揚に資するとともに、暴力団排除活動を推進し、安全で住みよい千葉県の実現に寄与すること。

公社等外郭団体指導指針

第1 目的

この指針は、県と公社等外郭団体がより一層密接な連携を図り、もって団体の効率的な運営に資することを目的とする。

第2 他の法令との関係

団体に対する指導については、法令、条例、規則等に特別の定めがあるものを除くほか、この指針に定めるところにより行うものとする。

第3 指導対象団体

- 1 この指針に基づく指導の対象団体は、千葉県公社等運営協議会を構成する団体とする。
- 2 1以外の団体で、県が基本財産、資本金その他これらに準ずるものの25%以上を出捐又は出資している団体については、1に準じた指導を行うものとする。

第4 実施体制

1 所管部長の責務

千葉県公社等運営協議会を構成する団体（以下「団体」という。）に対する直接的な指導に関する事は、団体を所管する部長（以下「所管部長」という。）が処理する。

2 総務部長の責務

総務部長は、団体に対する指導に関する事務の統一的な処理を図るため、千葉県公社等運営協議会と連携を図りながら、必要な総合調整を行う。

第5 指導に関する基本的考え方

1 業務運営の適正化

- (1) 所管部長は、団体の財政状況、経営状況を常に把握し、その自主性を尊重しつつ設立の趣旨に沿ってその業務が適正かつ効率的に運営されるよう指導を行う。
- (2) 所管部長は、団体の業務運営について特に改善の必要があると認めるときは、経営改善計画書の出を求めるとともに、経営改善に向けた団体の取り組みについて指導を強化する。

2 内部管理の適正化

所管部長は、団体の役職員の配置等内部管理について、適正かつ効率的な運営が図れるよう次により指導を行う。

(1) 役員

ア 役員数

役員数については、団体の規模、業務内容等を総合的に勘案したものとすること。

イ 報酬

常勤役員の報酬等については、経営の状況、他の団体との均衡等を勘案するとともに、社会的に妥当な水準とすること。

ウ 退職手当

県退職者である常勤役員については、原則として、退職手当は支給しないものとすること。

(2) 職員

ア 職員数

職員については、業務量の変化に応じた効率的かつ弾力的な配置に努めるとともに、既存事業の直しや事務処理方法の改善等により、職員数の削減に努めること。

イ 給与

職員の給与等については、県及び他の団体との均衡、経営の状況等を勘案したものとすること。

ウ 定年制

職員の定年制については、「職員の定年等に関する条例（昭和59年千葉県条例第1号）」に準拠することを原則とすること。

第6 団体の再編・整備

所管部長は、社会経済の進展等に的確に対応できるよう、団体の経常的な見直しを行い、必要と認められる場合は、総務部長と協議のうえ、団体の再編・整備に向けた指導・調整を行う。

第7 協議事項

所管部長は、団体が次に掲げる事項を行おうとするときは必要に応じて、団体に協議を求める。

1 事務管理事項

定款又は寄附行為の改廃、重要な財産の取得・処分

2 組織・人事管理事項

役員及び職員数の増減、役員の任免、組織・職制の設置・改廃、役員の報酬の決定、職員の給与・旅費等の基準の制定・改廃

3 事業管理事項

中長期経営計画の策定・変更、各事業年度の事業計画の策定・変更

4 財務管理事項

各事業年度予算の作成・変更

第8 報告事項

所管部長は、総会、理事会の会議結果、主要な事業の進捗状況、各事業年度の予算書・決算書について、必要に応じて、団体に報告を求める。

第9 財務諸表等の閲覧体制の整備

所管部長は、団体の業務及び財務等に関する資料を一般の閲覧に応じられるようにする。

附 則

この指針は平成11年4月1日から施行する。

この指針は平成12年4月1日から施行する。

[公社等外郭団体指導指針の運用について]

(1) 常勤役員数の削減

平成13年度を目途に、全体として常勤役員数の1割程度の削減を目指す。

(2) 役員の退職手当に関する経過措置

平成11年3月31日までの期間に係る退職手当については、なお従前の例によるものとする。

(3) 団体間の人事交流等の推進

「千葉県公社等運営協議会」と連携を図りながら、団体間の人事交流や共同研修等の取り組みを強化し、人材育成を推進する。

(4) 財務諸表等の閲覧体制の整備

団体の業務及び財務等に関する資料（平成10年度決算に係る書類から）については、文書館に備え置くものとする。

公社改革の基本的考え方

右肩上がりの経済が終わり、県政のあらゆる分野において「施策拡大型」から「施策精選型」への行政システムへと転換していくこととしている。

このため、公社等についても、設立、県の関与、事業などについての考え方を見直し、「県民負担の軽減」を目的に、県依存型の経営から自立型の経営に転換を図り抜本的な改革に取り組むこととする。

1 既存の公社の見直し

従来県の施策実現については、主として県が自ら行うものと県が出資した財団法人や株式会社等を受け皿として行うものの二つの手法で取り組んできたが、今後は、民間部門への役割移転、NPO等の住民ネットワークを活用した県政への転換が、財政負担の小さい機動的な政策運営には必要である。

そこで、これらの視点もふまえ、既存の公社等で行っているそれぞれの事業の公共性・採算性をゼロベースで検討し、当該公社等の廃止等を決定することとする。

(公共性)

事業の性質上、民間に委ねることができず、県の政策的課題に対応するため真に必要な事業

(採算性)

採算性も重視し、自主経営の可能性が確実に見込まれる事業

なお、当該団体の存続事業が一団体を構成する量に足りない場合は、統合するものとする。

2 公社等への県の関与

(1) 人事(県退職者・現職派遣)

県からの人的な支援は、原則なくすこととする。特に経営責任者については、民間からの積極的な起用を図る。

県退職者の採用については、県退職者の経験・能力が必要な場合にのみ行うこととする。

現職派遣は、給与水準や職員の士気への影響があるため。設立間もない時期等の人材不足を補う場合や組織の活性化を図る場合など特別な場合を除き、一定期間(5年から10年)をおいたうえで原則廃止することを検討する。

公社等の役・職員の報酬(給与)は、経営実態に沿ったものとし、その判断は経営者の責任において決定することとする。

(2) 財政

公社等は、あくまでも民営(財団、社団、株式会社等)を経営形態としていることから、独立採算を原則とする。県の財政負担が必要な場合には、県民の視点に立って真に必要なものに対する最小の負担に留めることとする。

3 今後の事業の見直し

公社等で実施している事業については、社会経済、行政と民間の役割分担、県民の行政需要等の様々な変化を把握し、常に事業の見直しに取り組むこととするが、少なくとも3年に一度、事業全体の見直しを行い、県民の視点を取り入れながら不要なものは廃止していくこととする。

4 経営計画

公社等は、その自立経営を維持・継続させるため、上記の事業の見直しを踏まえた、中長期的な事業計画、収支計画、人員計画等を内容とする経営計画を策定し、ホームページに掲載することなどにより公表することとする。

さらに毎年度、計画のフォローアップを行うこととする。

5 雇用問題への対応

公社改革にあたっての職員の雇用の問題については、原則として、公社等の責任において対応することとするが、役・職員の不安を取り除き、改革に専念できるような環境をつくることも大切であるため、今後、雇用問題に対する県の考えを明確にしていくこととする。

6 改革の期間

公社改革の期間は、行財政システム改革指針に基づき、14年度から16年度までの3カ年を具体的な見直しの期間とする。

ただし、特に期間を要する団体については、個別に定めることとする。

7 公社等の設立

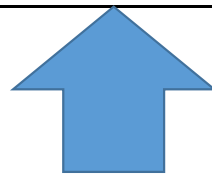
(1) 公社等の設立については、1の公共性・採算性の観点から県で実施する事業の妥当性、綿密な経営予測、適正な職員配置及び本来必要な経営基盤の確立などを十分検討することとする。

(2) 当面の取扱い

原則として、当分の間、新たな公社等の設立は行わないこととする。

【仮称】関与方針の区分（案）

区分名	区分の説明
関与廃止 検討	経営改善が困難である、基幹事業を廃止・移譲する、設立目的を達成した、県として出資等を維持する意義が薄れた、などを理由として、出資等相当額の返還等による、県の関与の廃止を視野に今後検討していく区分
関与縮小	財政援助や職員派遣などの支援や出資等の額や割合などの、県の関与の度合いの適正化を図るため、県の関与を（段階的に）縮小していく区分（関与廃止に向けた経過措置の場合、県の関与の度合いの適正化後に関与維持とするための経過措置の場合、の両方が含まれる）
関与縮小 検討	経営改善が困難である、基幹事業を廃止・移譲する、設立目的を達成した、県として出資等を維持する意義が薄れた、県の関与の度合いが過大である、などを理由として、県の関与の縮小を視野に今後検討していく区分
関与維持 （県と連携した 経営改善）	現状の県の関与は維持するものの、経営状況等に関して解決すべき課題があるため、その課題を明確にして県と団体が連携して改善を図っていく区分（課題解決後や課題解決が困難な場合は、そのときの状況を踏まえて必要に応じて区分を見直す）
関与維持 （自立的な 経営改善）	現状の県の関与を維持して経営状況等の把握は続けるものの、今回は県として課題を課さず、原則として団体が自立的に課題設定・解決を図っていくことを求めていく区分
関与拡大 検討	当該行政分野における将来を見据えた県との役割分担を改めて問い直し、業務量と収支の均衡がとれた中長期的な人員体制を見極めつつ、財政援助や職員派遣などの県の関与の拡大を今後検討していく区分
関与拡大	県の施策又は団体の抱える課題の解決策として、財政的・人的な支援などの県の関与を拡大していく区分



改革方針の区分（H28策定）

区分名	区分の説明
民営化	県の関与がない組織形態に転換するもの
縮小	事業を一部廃止・縮小し、これに伴い組織・人員を縮小するもの
関与縮小	県の人的又は財政的な関与を廃止・縮小するもの
経営改善	組織・人員の見直しや業務執行の効率化など、経営改善を推進するもの
団体のあり方 検討を伴う 経営改善	県の施策推進に果たす役割や必要性など、今後のあり方等を検討する団体
県と連携した 経営改善	県との連携の下に経営改善を行う団体
委員会等による 経営改善	外部委員会等により経営指導が行われる団体
自立的な 経営改善	株式会社、法律に基づき設置された国の認可法人や特別法人 及び過去3年間連続で次の全てに該当する団体 累積黒字 県財政支出額が5千万円未満 経常黒字 県OB・派遣職員数が0～4人

行政改革審議会の運営方法等

1 部会の設置

千葉県行政組織条例第33条の規定により、附属機関には、その定めるところにより、部会を置くことができる、とされている。

今回の審議では、新指針案と次期方針案の2つの議題があること、次期方針案に係る審議の対象が35団体と数が多いことなどを考慮すると、時間をかける団体や審議内容の選択と集中、詳細な審議を行うメンバーの絞込みが、現実的な対応と思われる。

そこで、部会を設けて予備的な審議を行い、その結果を踏まえて全体審議を行うことが適当と思われる。

2 審議の公開・非公開

千葉県行政改革審議会の議事及び運営に関する要領第2条（千葉県情報公開条例第27条の3）の規定により、会議は公開するもの、とされている。ただし、不開示情報が含まれる場合、会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、非公開とすることができる。従前においては、個別団体の詳細な内部情報を扱う場合は、不開示情報に該当するため非公開、としてきた。

新指針案に係る審議では、個別団体の議論を行うわけではなく、非公開要件に該当するおそれがないため、原則どおり、公開とすることが適当と思われる。

一方、次期方針案に係る審議では、個別団体の議論を行うものであり、詳細な内部情報を扱う場合があることから、従前どおり、非公開とすることが適当と思われる。

3 議事参与の制限の有無

県議会、行政委員会、法定の附属機関では、公正性の確保を目的として、利害関係者である委員に対する議事参与の制限（いわゆる「除斥」）が、法定されている場合がある。本審議会は法定の附属機関ではないため、当然には求められていないものの、公正性の確保の観点では、本審議会にも導入を検討する余地がある。

従前においては、個別に議論を行う団体の利害関係者である委員はいなかったため、結果的に行っていない。一方、今回の審議では、改革路線からの方針転換を議論するため、強弱はあるものの、全団体で個別に議論を行うことを想定している。

県議会や法定の附属機関の例を参考に導入する場合、新指針案は、公社等外郭団体に対する一般的・普遍的な規程であり、個別団体の議論を行わないためそもそも不要である。次期方針案は、個別団体の議論を行い、団体個々の方針を定めるものではあるものの、議題としての一体性から会議への出席・発言は制限せず、該当団体に審議会として特に意見を附す場合など、一定の場合のみ議決参与の制限が適当と思われる。

参考：行政改革審議会の今後の開催・運営イメージ

審議回数	開催時期の見込 (仮日程)	形式	審議等の概要	公開 非公開	参与 制限
第2回	R4.4 下旬～5 月上旬 (5/9)	審議会	次期方針案の諮問 次期方針案の全体像の説明	公開	一定の場合の議決のみ
		部会	次期方針案の個別審議	非公開	
第3回	R4.5 中下旬 (5/19)	部会	次期方針案の個別審議		
第4回	R4.7 中旬～8 月上旬	部会	次期方針案の個別審議		
第5回	R4.8 中旬～9 月上旬	審議会	部会からの報告 次期方針案の審議	公開	
			新指針案の諮問及び審議 答申案の審議		
第6回	R4.10 中旬～11 月上旬	審議会	答申		

千葉県行政改革審議会の議事及び運営に関する内規（案）

（目的）

第1条 この内規は、千葉県行政改革審議会の議事及び運営に関する要領第5条の規定により、審議会の運営に関し、条例等に定めない必要な事項を定めるものとする。

（部会）

第2条 審議会に公社等外郭団体について調査審議する部会を設置する。

- 2 部会は、5名の委員で組織し、過半数の出席がなければ、開くことができない。ただし、書面により意見を提出した場合、その委員は出席したものとみなす。
- 3 会長は、部会に属する委員ではない場合も、出席して発言することができる。
- 4 部会は、部会長が必要と認めたとき招集する。
- 5 部会は、その調査審議した結果を審議会に報告する。

（議事参与の制限）

第3条 審議会の委員及び専門委員は、自己の利害に直接関係する議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

附則

この内規は、令和4年3月15日から施行し、令和4年度末まで適用する。